# 認定子ども園制度について

○「認定子ども園」とは、保育所・幼稚園のうち、以下の機能を備えるものとして、都道 府県から認定された施設。

#### 幼稚園

- 幼児教育
- ・3歳~就学前の子ども
- ・保育に欠けない子ども



## 認定子ども園

就学前の教育保育を一体として 一貫して提供する。

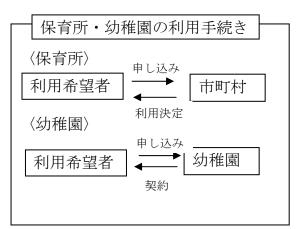
- ○就学前の子どもに幼児教育・ 保育を提供
- ・ 0 歳~就学前の子どもすべて が対象
- ・保育に欠ける子も欠けない子 も受入れ
- ○地域における子育て支援
- ・すべての子育て家庭を対象に, 子育て不安に対応した相談活 動や,親子の集いの場の提供

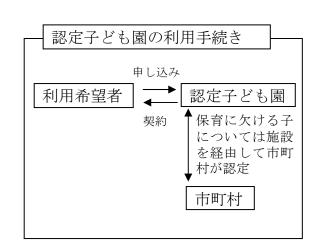
## 保育所

- 保育
- ・0歳~就学前の子ども
- ・保育に欠ける子ども



# ○利用手続きと利用料





# 保育所・幼稚園の利用料

#### 〈保育所〉

・市が、保育料を設定して徴収

#### 〈幼稚園〉

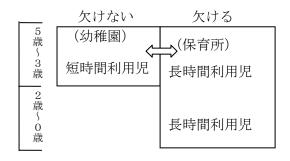
・施設が利用料を設定し、徴収

## 認定子ども園の利用料

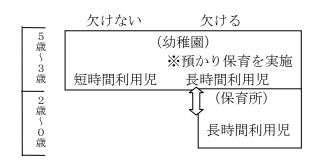
- ・施設が利用料を設定し徴収
- ・施設は設定した料金を市に届出
- ・低所得者等の利用が排除されない よう,市による改善命令が出来る

## ○認定子ども園の類型 (例)

#### 1、幼保連携型認定子ども園



幼稚園及び保育所のそれぞれの用に 供される建物等が一体的に設置されて いる施設であって、当該施設を構成す る保育所において、満3歳以上の子ど もに対し幼稚園の目標が達成されるよ う保育を行い、かつ、当該施設を構成 する幼稚園との緊密な連携協力体制が 確保されていること。

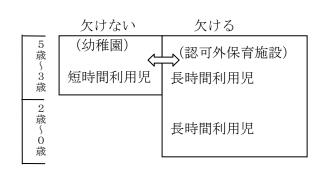


幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供 される建物等が一体的に設置されている 施設であって、当該施設を構成する保育所 に入所していた子どもを引き続き当該施 設を構成する幼稚園に入園させて一貫し た教育及び保育を行うこと。

# 2、幼稚園型認定子ども園

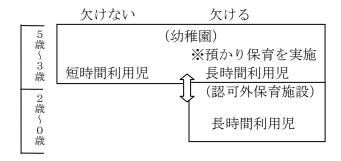
欠けない欠ける5歳<br/>歳<br/>歳<br/>歳(幼稚園)<br/>※預かり保育を実施<br/>長時間利用児

当該施設が幼稚園である場合であって、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、 当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育に欠けるその乳児又は幼児の保育を行うこと。



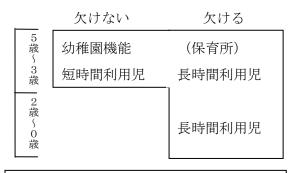
幼稚園及び認可外保育施設のそれぞれ の用に供される建物等が一体的に設置さ れている施設であって、当該施設を構成す る認可外保育施設において、満3歳以上の 子どもに対し教育目標が達成されるよう 保育を行い、かつ、当該保育を実施するに 当たり当該施設を構成する幼稚園との緊 密な連携協力体制が確保されていること。

#### 幼稚園型認定子ども園 (続き)



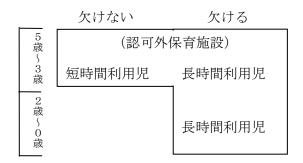
幼稚園及び認可外保育施設のそれぞれ の用に供される建物等が一体的に設置さ れている施設であって、当該施設を構成す る認可外保育施設に入所していた子ども を引き続き当該施設を構成する幼稚園に 入園させて一貫した教育及び保育を行う こと。

## 3、保育所型認定子ども園



当該施設が保育所である場合であって、 保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを 保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し 教育目標が達成されるよう保育を行うこと。

## 4、地方裁量型認定子ども園



当該施設が認可外保育施設である場合であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行うこと。